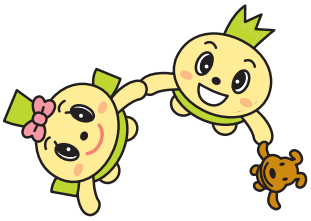

イオングッドライフクラブ　特別 A B C 会員

団体生命保険

団体定期保険

万一の死亡・所定の高度障がい状態に備えることができます。

新規加入・増額のおすすめ

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◆死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

□保障内容はニーズに合致していますか。

□ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の**抱える**リスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら

加入資格

以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

（本　人） イオングッドライフクラブ特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）、C会員（勤続1年以上）の方で
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

（配偶者） 上記本人の配偶者の方で
新規加入・増額は、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

（こども） 上記本人の扶養するこども（＊）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
（＊）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

（注）本人としての加入資格を有する配偶者およびこどもは、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者またはこどもの二つの資格で二重に加入することはできません。）
加入資格の詳細は35ページをご確認ください。

特徴

- ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で**継続加入できます。**
- 在職時から加入されている場合、退職後も更新日現在で年齢75歳6カ月まで継続加入できます。
- 脱退後も個人保険に無診査で加入いただけます!
  ※所定の条件があります。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。
  ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 団体保険としての**割引**が適用された**保険料**です。
- 1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取り**になれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額が軽減されます。
  ※脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

ご参考

過去3年間の配当還元率(年間払込保険料に対する配当金の割合)

年　度 (保険期間)	令和6年度 (R6.1.1～R6.12.31)	令和5年度 (R5.1.1～R5.12.31)	令和4年度 (R4.1.1～R4.12.31)
配当還元率	約6.3%	約22.9%	約14.3%

※上記の数値は、令和4年度～令和6年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

保険金のお支払状況等によっては、剰余金が生じず、配当金が「0」となる場合もあります。

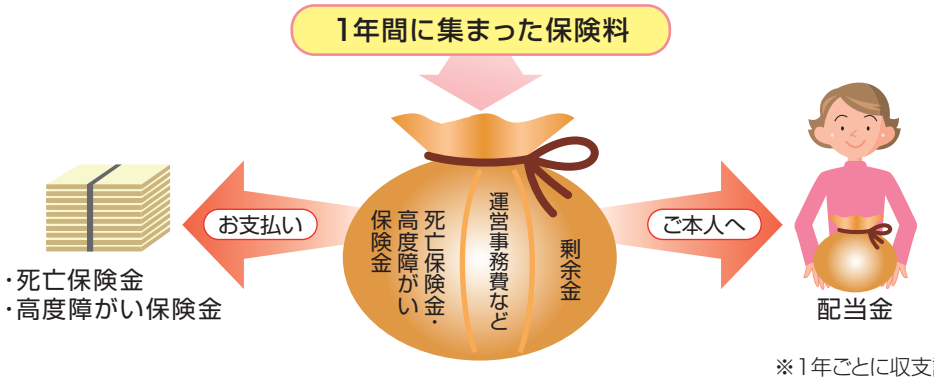

※1年ごとに収支計算を行います。

令和6年度 実質負担額

例　本人　保険年齢36歳～40歳　男性　死亡保険金額(高度障がい保険金額)1,000万円にご加入の場合

年間払込保険料 21,780円(月払保険料:1,815円) － 配当金 1,387円 ＝ 配当金差引後の実質負担額 20,393円(月額換算:約 1,700円)

■加入限度額

	年　　齢	限　度　額
会　員 （本　人）	年齢60歳6カ月以下の方	5,000万円まで
	年齢60歳6カ月超　年齢75歳6カ月以下の方	1,000万円まで
配 偶 者	年齢75歳6カ月以下の方	1,000万円まで

※上記は効力発生日現在の年齢です。
※退職後継続加入の方の限度額は年齢にかかわらず1,000万円までとなります。（増額はできません。）
※配偶者の保障額は1,000万円の範囲内で、会員（本人）と同額もしくはそれ以下となります。
※こどもの保障額は400万円の範囲内で、会員（本人）と同額もしくはそれ以下となります。

■イオングッドライフクラブ弔慰金規程

対象者	イオングッドライフクラブ 特別会員・A会員	イオングッドライフクラブ B会員	イオングッドライフクラブ C会員
弔慰金	300万円	180万円	60万円
受取人	以下の順位とします。 ①配偶者（戸籍上記載がある者） ②子（子が死亡している場合にはその直系卑属。子が未成年の場合は未成年後見人） ③父母		

上記のイオングッドライフクラブ弔慰金規程に基づき、不慮の事態が生じた場合に備え、イオングッドライフクラブが保険料を負担し、以下の加入対象者の方々が被保険者となる保険制度を付保し、上記金額のうち次の「保険料 イオングッドライフクラブ負担部分について」に記載の金額を当保険制度からお支払いします。高度障がい保険金の受取人は会員本人（主たる被保険者）です。
また、保険料イオングッドライフクラブ負担部分の加入対象者の個人情報の取扱いは、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおりです。
当件について同意いただくことができない場合は、GLC団体保険コンタクトセンター宛に、9月30日までにお申し出ください。

■保険料 イオングッドライフクラブ負担部分について

イオンリテール（株）・イオンディライト（株）・イオン北海道（株）・イオンリテールストア（株）・まいばすけっと（株）・イオン九州（株）・イオン東北（株）・マックスバリュ東海（株）・イオンビッグ株式会社・イオン琉球株式会社に在籍する更新日現在で年齢60歳6カ月以下の特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）、C会員（勤続1年以上）の方 ……50万円

▼

※新規加入日は年1回更新日（1月1日）です。

（注）本人（主たる被保険者）のご加入が、保険料イオングッドライフクラブ負担部分のみである場合、配偶者・こどもはご加入になれません。また、配偶者・こどもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料イオングッドライフクラブ負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

制度内容の詳細は35ページ～39ページにてご確認ください。

保障額と保険料

以下の中からご希望の保障額を選択してください。
団体生命保険は1つの契約で「平均保険料率」と「年齢群団別保険料率」を併用した制度です。

■月払保険料（概算）

【本人・配偶者】

※配偶者の方は「1,000万円」までの加入となります。ただし、本人の保障額の範囲内とします。
※こどもは本人の保障額の範囲内とします。

（保険料の単位：円）

死亡保険金額（高度障がい保険金額）		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
保険年齢	性別											
15歳～35歳（H23.7.1生～H2.7.2生）	男性	187	374	561	748	935	1,870	2,805	3,740	5,610	7,480	9,350
	女性	174	348	522	696	870	1,740	2,610	3,480	5,220	6,960	8,700
36歳～40歳（H2.7.1生～S60.7.2生）	男性	196	393	589	786	982	1,965	2,947	3,930	5,895	7,860	9,825
	女性	189	379	568	758	947	1,895	2,842	3,790	5,685	7,580	9,475
41歳～45歳（S60.7.1生～S55.7.2生）	男性	213	426	639	852	1,065	2,130	3,195	4,260	6,390	8,520	10,650
	女性	198	396	594	792	990	1,980	2,970	3,960	5,940	7,920	9,900
46歳～50歳（S55.7.1生～S50.7.2生）	男性	239	479	718	958	1,197	2,395	3,592	4,790	7,185	9,580	11,975
	女性	217	435	652	870	1,087	2,175	3,262	4,350	6,525	8,700	10,875
51歳～55歳（S50.7.1生～S45.7.2生）	男性	279	559	838	1,118	1,397	2,795	4,192	5,590	8,385	11,180	13,975
	女性	241	482	723	964	1,205	2,410	3,615	4,820	7,230	9,640	12,050
56歳～60歳（S45.7.1生～S40.7.2生）	男性	336	673	1,009	1,346	1,682	3,365	5,047	6,730	10,095	13,460	16,825
	女性	265	530	795	1,060	1,325	2,650	3,975	5,300	7,950	10,600	13,250
61歳～65歳（S40.7.1生～S35.7.2生）	男性	435	870	1,305	1,740	2,175	4,350					
	女性	302	604	906	1,208	1,510	3,020					
66歳～70歳（S35.7.1生～S30.7.2生）	男性	571	1,143	1,714	2,286	2,857	5,715					
	女性	354	709	1,063	1,418	1,772	3,545					
71歳（S30.7.1生～S29.7.2生）	男性	701	1,403	2,104	2,806	3,507	7,015					
	女性	421	842	1,263	1,684	2,105	4,210					
72歳（S29.7.1生～S28.7.2生）	男性	760	1,520	2,280	3,040	3,800	7,600					
	女性	451	903	1,354	1,806	2,257	4,515					
73歳（S28.7.1生～S27.7.2生）	男性	828	1,656	2,484	3,312	4,140	8,280					
	女性	487	975	1,462	1,950	2,437	4,875					
74歳（S27.7.1生～S26.7.2生）	男性	906	1,813	2,719	3,626	4,532	9,065					
	女性	527	1,055	1,582	2,110	2,637	5,275					
75歳（S26.7.1生～S25.7.2生）	男性	999	1,999	2,998	3,998	4,997	9,995					
	女性	570	1,141	1,711	2,282	2,852	5,705					

本人の最高保険金額に制限があります。

●在職者の方
効力発生日時点で保険年齢61歳以上となる方の保険金額の加入・増額上限は1,000万円です。更新日時点で1,000万円超にご加入の方は、1,000万円以下となるよう「減額」のお手続きが必要ですので専用webサイトにてお手続きください。
※専用webサイトにてお手続きがない場合、更新日付で保険金額1,000万円に自動的に減額して継続されます。

●退職後継続加入される方
年齢にかかわらず保険金額の上限は1,000万円です。（増額はできません。）
退職時に1,000万円超にご加入の方は、1,000万円以下となるよう「減額」のお手続きが必要ですので「申込書兼告知書」をご提出ください。
※「申込書兼告知書」のご提出がない場合、退職月の翌々月1日付で1,000万円に自動的に減額して継続されます。

【こども】

（保険料の単位：円）

	100万円	200万円	300万円	400万円
3歳～22歳（R5.7.1生～H15.7.2生）	70	140	210	280

- 特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）の方の保険料は、毎月の給与から控除します。（1月1日が効力発生日の場合、第1回目は12月給与から）
- C会員（勤続1年以上）、退職者の方の保険料は、イオンカード払いとなります。
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は令和8年1月1日）から適用します。
  毎月募集の際に加入（*）される場合は、保険料が確定している可能性があります。
  保険料は直前の更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、GLC団体保険コンタクトセンターまでご照会ください。
  保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。《こども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。
  記載の保険料は、確定保険料を含め、令和7年5月9日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
  （*）保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。
- 当パンフレット（団体生命保険部分）における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢○○歳と記載しております。
  ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。（例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。）

取　扱　内　容

■加入資格

以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

（本　人）　イオングッドライフクラブ特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）、C会員（勤続1年以上）の方で
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

（配偶者）　上記本人の配偶者の方で
新規加入・増額は、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

（こども）　上記本人の扶養するこども（＊）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
（＊）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

【退職後の継続加入について】

・本人は、中途退職・定年退職にかかわらず、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額（ただし、1,000万円が上限となります。）で、退職後も年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。
※1,000万円超にご加入の方は保険金額が1,000万円以下となるよう退職時に減額のお手続きが必要です。「申込書兼告知書」をご提出ください。「申込書兼告知書」のご提出がない場合、保険金額は退職月の翌々月1日付で限度額1,000万円に自動的に減額して継続されます。
・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。（ただし、本人の保障額の範囲内とします。）
・こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。（ただし、本人の保障額の範囲内とします。）
※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

（ご注意）
①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②本人としての加入資格を有する配偶者およびこどもは、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者またはこどもの二つの資格で二重に加入することはできません。）
③配偶者・こどものみで加入することはできません。
④配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

■保険期間

・保険期間は効力発生日～令和8年12月31日までです。
以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
・当保険制度は毎月募集をしておりますので、1月1日（更新日）以外でも加入（＊）可能です。
・毎月募集時に加入（＊）される場合は、毎月末日までにGLC団体保険コンタクトセンターへ「申込書兼告知書」をご提出ください。効力発生日は、GLC団体保険コンタクトセンターが「申込書兼告知書」を受付けた日から3カ月後の月の1日となります。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。
※期途中での保障額の減額および脱退は原則として取扱っておりません。

■この保険契約から脱退いただく場合

・本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
・更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
・配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
・この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
（例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。）
・退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

■配当金
1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

■受取人
・本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
・配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
・本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
・すでに加入されている方で、本人の死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

■税務上のお取扱い
<保険料>
主契約およびこども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。(https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)
※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当団体生命保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体生命保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>
・死亡保険金
本　人…相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
配偶者・こども…本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
・高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和7年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

■保険金額の変更
随時、新規加入・増額の手続きができます。(新規加入・増額の場合、告知が必要となります。)
減額(退職時を除きます。)は年1回の更新時のみお取扱いできます。
(減額、脱退は原則年1回の更新時のみお取扱いできます。)

■保険金のお支払事由
死亡保険金……引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

高度障がい保険金……引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(＊1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(＊2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。
したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(＊1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
(＊2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）
（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい
（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
・保険契約者・被保険者の故意。
・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。（＊2）

（＊1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
（＊2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（＊1）時以後に生じた場合にかぎります。
（原因となる傷病がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
したがって、原因となる傷病がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合
ご加入（＊1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。

③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■制度運営および引受保険会社

・当制度はイオングッドライフクラブが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

・この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（令和7年3月18日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社　日本生命保険相互会社（79.10%）〔事務幹事会社〕
明治安田生命保険相互会社（17.45%）
住友生命保険相互会社（1.50%）
大樹生命保険株式会社（1.45%）
富国生命保険株式会社（0.50%）

■個人情報の取扱いに関するイオングッドライフクラブと引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、イオングッドライフクラブ（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、「イオン株式会社およびその子会社」（以下、「会社」といいます。）の会員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。

団体および会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～ 死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて ～

指定された死亡保険金受取人（以下、「受取人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

■障がいの表記

当パンフレット（団体生命保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

日本一団−2025−707−10449−M（R7.5.26）

■ 申込締切日 と 効力発生日[加入(増額)日]

申込締切日　令和7年9月30日(火)
(締切日までに専用webサイトにてお申込みください。)

効力発生日 加入(増額)日　令和8年1月1日
(ただし、年金保険・積立保険の半年払の保険料部分の加入(増額)日は令和8年6月1日です。)
(所得補償保険・親介護保険の保険期間(ご契約期間)は令和8年1月1日午後4時より1年間です。)

■ 令和8年2月1日以降も毎月お申込み(※)を受付けます。
(※)新規加入・増額(年金保険、積立保険は除きます。)のお申込みは毎月受付しています。webお手続きは更新時(一斉募集時)のみのお取扱いとなります。

申込締切日　**毎月末日**

効力発生日 加入日*　**GLC団体保険コンタクトセンターが「申込書兼告知書」を受付けた日から3カ月後の月の1日となります。**
(ただし、年金保険・積立保険の半年払の保険料部分の加入日は令和8年6月1日と令和8年12月1日のうち加入日の直後におとずれる日(加入日当日を含みます。)となります。)

効力発生日・加入日*の例　3月1日～3月31日にGLC団体保険コンタクトセンター「申込書兼告知書」受付分は、6月1日が効力発生日・加入日*となります。

＊年金保険・積立保険は、増額のお取扱いはありません。増額を希望される方は毎年8月～9月の一斉募集時にお申込みください。

ご相談窓口等

●ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

みらいスタイルについてのお問合せ窓口

GLC団体保険コンタクトセンター
0120-990-112　【受付時間】月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00(祝日・12/30～1/3を除く。)
ML_glcdhcc@aeonpeople.biz

●団体生命保険、三大疾病保険、総合医療保険、年金保険、積立保険に関する引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。

日本生命お問合せ先

日本生命保険相互会社　法人サービスセンター
※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。

商品名	TEL(通話料無料)	記号証券番号
団体生命保険	0120-563-925	930-46623
三大疾病保険	0120-563-925	939-44
総合医療保険	0120-563-925	900-95070
年金保険	0120-563-924	970-99059
積立保険	0120-563-924	970-99059

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)

●親介護保険、所得補償保険に関する取扱代理店・引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、下記のイオン保険サービス、あいおいニッセイ同和損保窓口までご連絡ください。

取扱代理店お問合せ先

イオン保険サービス株式会社　親介護保険・所得補償保険担当窓口
0120-105-381　【受付時間】月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00(祝日・12/31～1/3はお取扱いしておりません。)
〒261-0023　千葉県千葉市美浜区中瀬1-4

引受保険会社お問合せ先

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　東京企業営業第三部営業第二課
050-3462-7426　【受付時間】月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00(祝日・12/31～1/3はお取扱いしておりません。)
〒103-8250　東京都中央区日本橋3-5-19　あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル

団体生命保険　ご契約の概要について【契約概要】

団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

●この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
●保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
●ご加入者（被保険者）の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
●保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
●この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者（被保険者）、その遺族を受取人とする保障が付保されています。

しくみ図（イメージ）

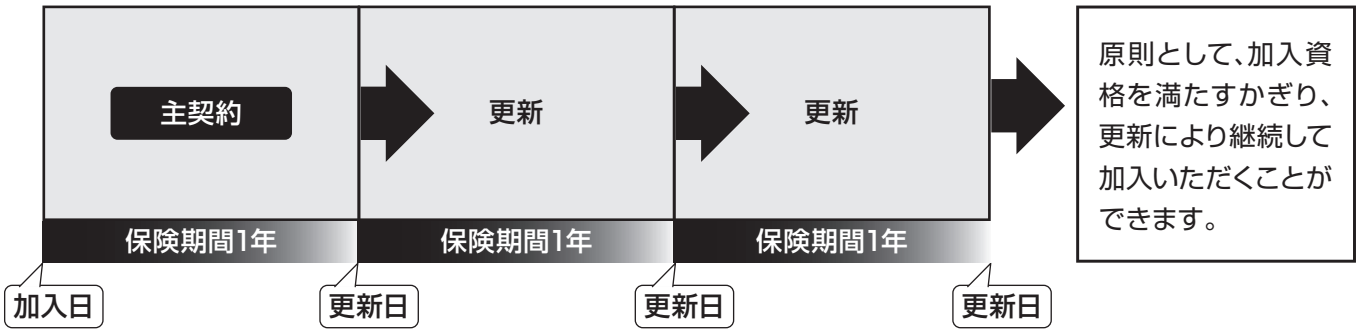

主な保障内容

●以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（＊）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

●保険料は、毎年の更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。

●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。

※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

●当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。

●この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合（この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合）は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

●ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者　　イオングッドライフクラブ
事務幹事会社　日本生命保険相互会社
日本2022団基-77-1（2023.11.27）
日本-団-2025-707-10449-M（R7.5.26）　団A簡-A型B年JP

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(＊)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。
(＊)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(＊)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

●健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(＊)のお申込みをお断りするものではありません。

●引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

●告知義務に違反された場合は、ご加入(＊)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

●後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

●引受保険会社がご加入(＊)を承諾した場合、所定の加入日(＊)から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(＊)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。

●引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(＊)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

●次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

○次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
・加入日(＊)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

○原因となる傷病が加入日(＊)前に生じている場合

【すべての保険金】

○告知義務違反による解除の場合
○詐欺による取消の場合
○不法取得目的による無効の場合
○保険契約が失効した場合
○重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
●詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（お問合せ先）
生命保険契約者保護機構
TEL　03−3286−2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

保険金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
●保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
●保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ
https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/

ご相談窓口・指定紛争解決機関

●ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

事務幹事会社　日本生命保険相互会社　K2022-292　日本2022団基-51（2022.10.4）団注①簡

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保障内容		団体定期保険	総合医療保険（団体型）
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
入院給付金	被保険者が病気や不慮の事故により所定の入院をされた場合		○
入院療養給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】　病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
Ａ病院にて入院の後、手術のためＢ病院へ転院した。その後経過良好につきＢ病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ２日以上の入院をされた場合、最後のＢ病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他の入院について請求を失念されるケースがみられます。
転院前のＡ病院での入院期間（２日以上）についても入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】　手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険（団体型）では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】　放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
放射線治療を受けた。

総合医療保険（団体型）では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的事例をあげたものです。
保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

事務幹事会社　　日本生命保険相互会社
K2011-250

B＋総医－2

正しく告知いただくために

団体定期保険・総合医療保険(団体型)セット

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。(告知義務)

●現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。

●過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。

●告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知いただいたことになりません。

●告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。

●生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

●生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「web申込画面または『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

●告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。(＊)

●責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。

●申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。
(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)

(＊)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。
ただし、総合医療保険(団体型)の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面（＊）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

（＊）「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

●主たる被保険者（本人）が新規加入・増額する申込者の告知内容（質問事項に対する答え）をとりまとめのうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力（記入）ください。

●入力（記入）いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実に相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。

●web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

◎web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項

【団体定期保険】

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限＊1を受けていますか。（配偶者・こどもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬＊2を受けたことがありますか。）
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり＊3、医師の治療・投薬＊2を受けたことがありますか。

【総合医療保険（団体型）】

1. 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬＊2を受けたことがありますか。
2. 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり＊3、医師の治療・投薬＊2を受けたことはありますか。

補足説明

＊1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。

＊2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。

（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。

＊3 「2週間（※）以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間（※）以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間（※）以上の場合や、合計2週間（※）分以上の投薬を受けた場合は、「2週間（※）以上」となります。
※総合医療保険（団体型）の場合は、7日間となります。

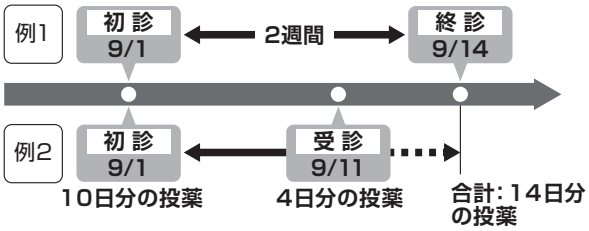

（注1）以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- 妊娠（正常）による入院

（注2）「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。
「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。（「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印（告知印）」を押印のうえ、ご提出ください。）

（注3）新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

●web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力（記入）の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

●web申込画面または「申込書兼告知書」を入力（提出）された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。
ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

引受保険会社　日本生命保険相互会社
K2023−434　2024.2　法人サービスセンター（東京）